

會 務

第十九卷第十號 昭和八年十月

役 員 會

役 員 會

開催日 昭和8年9月11日

出席者 會長 眞田秀吉君 前會長 那波光雄君 名非九介君
 副會長 米元晋一君
 常議員 來島良亮君 三浦七郎君 那須章彌君 神原信一郎君
 田邊良忠君 田中豊君 山口昇君
 主 事 牧野雅樂之丞君 平井喜久松君

協議事項

1. 土木學會定款及規則改正案に關しては前回役員會の決議に基き改正案一部字句その他の修正を爲したるものに付再審議を爲し、尙原案二三の箇條を整理しこれを承認することとせり。
2. 來る10月11日午後5時より帝國鐵道協會に於て臨時總會を開催することとし當日議題として定款の規則改正を第一議案とし、第二議案として附帶決議案（特定期間中入會金免除に關する件）を提案することに議決せり。
 尙定款及規則改正に關する趣意書の起草方を田中、三浦、山口、來島の各常議員に一任せり。
3. 臨時總會閉會後引續き講演會及有志晚餐會を催し、海軍關係の問題に付き講演を依頼することとし、その交渉方を來島常議員に一任することとせり。
4. 小西隆君他5名を會員に、片岡紀一君他23名を准員として各入會方を承認すること。

編 輯 委 員 會

第九回編輯委員會

開催日 昭和8年9月18日

出席者 委員長 草間 偉君
 會長 眞田秀吉君
 委員 青木楠男君 久保 謙君 關 信 雄君 高 田 清君
 野 口 誠君（高橋委員代理）

協議事項

1. 第十九卷第八號所載下記論說報告に對し討議依頼先を決定す。
 鋪裝路面の横斷曲線に關する理論 會員 工學博士 久野重一 郎著
 切口の漸變する桁板の Kipperscheinung の解に就て 准員 工學士 遠藤 敏 浩著
2. 第十九卷第十號に下記を追加す。
 討 議
 鐵道線路下暗渠に及ぼす土壓及列車荷重 會員 工學士 並川 熊次郎

會 報

第十九卷第十號 昭和八年十月

役 員 會

第九回役員會は9月11日午後5時學會々議室にて開かれた。臨時總會をひかへ毎回重要なる問題を審議して來た役員各位の意氣込は初秋に入つて更に旺盛を加へ、名井、那波の前會長を始め會長、副會長、各役員殆んど土木學會オール・スター・キャストの形で定刻を過ぎる數分にして會議は始められた。殊に今回を以て定款及び規則の改正案は略々決定を見る運びになつてゐるので一同緊張裏に先づ例に依つて前回の議事録の朗讀より始む。

今回の議題は別記の如く4件であるが大物の定款改正問題は後廻はしとして、會員の入退會に關する件より初む。

1. 入退會に關する件 別記の如く新會、准員を迎へると同時に又數名の會友と別れなければならなかつた。退會するに至つた會友は如何なる理由に依るものかは計り知られないが、色々な機會に度々叫ばれてゐる様に土木學會は土木技術の最高の研究機關であると同時に廣く土木技術者大衆を目標として躍動すべく、役員、職員共に特に努力を致してゐる。會員諸氏の中には種々希望や意見を有せらるゝ事と思ふのであるが何時でも申出でゝ戴き度い。吾々は何時でも充分の考慮を拂ふ用意を有してゐるのである。この他吾々が憂慮するのは會費の滞納が餘りに續くために涙を振つて馬糞を切らなければならない場合が尠からずあることである。今回これ等の方々のため又は新に入會せんとする方々のために特典が計畫されてゐるから會員諸氏は須らく新人の入會を徳懣せられ吾土木界のためお互に努力して戴き度い。

今回新入會の方の中には現今社會の最前線に立つて活動して居られる方が多く、それだけ學會の活動舞臺の廣くなつた事は喜びに堪へない、と同時に又多數の新進技術者を迎へ學會の前途愈々廣大なるを感ずる。願くは學會をして名實共に意義あらしむる様後援せられんことを望む次第である。

2. 定款及び規則改正に關する件 定款及び規則の改正には各役員共に非常の努力を致され何れも公職多忙の身を以てよく慎重審議を重ね、殊に原案作製の當事者たる米元副會長、柴原、北村兩囑託の努力、晝中と雖も殆んど連日の研究を續け來つた結果漸くまとまるに至つた原案に就て今回最後の検討を行ふこととなつた。

先づ米元副會長より役員會の意向を含んで加除訂正の上作製せられたる改正案に對する總括的説明があり、終つてこれが審議に入る。原案は既に數回の役員會の協議を経て出來たもの故最早議論の餘地なく直ちに可決されるものと思はれた位であつたが流石に十數名の検討に會つて數箇所論點を見出され條文の改廢あり、字句の修正あり、甲論乙駁、幾度か行詰つては又開け激論を聞はせた。中でも會長及び役員任期を規定する條文の表示方法、總會及び役員會の議決に有效なる會員數の決定、常議員と事業分掌長とを兼攝することの可否に關しては最も意見が多く漸く決定するとみえて忽ち異論出でて大變化を來し時には前回既に論議済みになつた事柄が再び論題となる等學會の大綱を定むるにはふさはしい會議であつた。

3. 臨時總會に關する件 以上の如く2時間の論議の後漸く、意見の一致を見たのでこれを以て役員會の審議を了り、總會の決議に附すべく臨時總會を開く運びに移つた。豫ねて準備せる「土木學會定款及規則改正趣意書」及び「臨時總會通知文」を朗讀す。前者は定款及び規則改正に至る動機、主旨、改正案の概要を詳述した説明文であつたが、改正案の要點を更に力強く明示せよとの聲あり結局田中、三浦、山口、來島の4氏に依頼し改めて協議の上適當に修正をなして送付することゝして可決し、後者は多少の辭句を訂正の上可決した。

4. 講演會開催の件 来る臨時總會の閉會後、別記の如く講演會を催すべく、演題は時節柄、國防の確保、軍備の充實に關する問題等は一般の最も興味を以て研究されてゐる事柄であり又専門外の者と雖、正確なる認識を有する必要があり極めて時宜に適したものであらうといふので、幸ひ來島常議員を煩はして海軍省に交渉し、上記に關する講演を依頼することに決した。尙講演會終了後、例に依つて有志晚餐會を行ふべく準備することになった。

以上4件を以て本日の議事を了り同時に臨時總會に對する役員會の準備を終了し各役員一同輕き氣分となつて晚餐をとる。終つて歡談暫く、9時散會した。

編輯委員會

第九回編輯委員會は9月18日午後5時より開催。議題は第十九卷第八號討議依頼先の決定、第十號に討議、彙報、特許抄録並に參考資料の追加、第十一號登載論文の決定及び第八號論說報告の謝禮決定等に互り大體別記の通りであるがその外次の様な事が議せられた。

論說報告に對する謝禮 前回の決議に基き著者に次の如き照會をしたのであるがその結果色々の希望があつた。

記

拜啓 愈々御清秘の段奉慶賀候

陳者當學會も愈々隆昌に赴き會誌の面目も日に月に光彩を添へつゝ有之候は一重に會員各位の熱誠なる御援助の賜と存じこの感謝の微意を表する爲に今後登載論文に對して薄謝を呈することに相成候

就ては當學會誌第 卷第 號所載貴著「 」に對して粗品呈上致度候間甚だ失禮な申條には候得共別紙品目表の内より一を御選定御通知下され候はゞ幸甚の至りに御座候

尙別紙品目表以外にて價格約 10 圓位のものにて御希望の品有之候はゞなるべく御希望に副ひ申すべく候間御申越下され度候

右御伺申上度如斯御座候 敬 具

昭和 年 月 日

土木學會編輯委員長 草 間 偉

殿

(別紙品目表は第九號會報欄に登載せるものなるを以て省略す)

以上に對して次の様な希望もあつた。

- (1) 記念品料として現金を贈與せられこれによつて著者の要求せる別刷の代と相殺し得る機會を與へらるゝならば誠にありがたい。
- (2) 文房具に限らず圖書券その他をも希望す。

これに就て種々協議の結果著者の希望せざるものを贈呈しても無意味であるから希望通りに取計ふことにした。次回迄に希望品目を調達し委員會の承認を得たる上著者に贈呈することになった。

編輯事務 學會の事務は原則として晝間に行ふべしと言ふ振興委員會の決議に基き今では晝間部を設けてゐるのであるが編輯事務を如何にすべきかに就て種々協議せられしがこれは特殊の技能を要するのみならず必ずしも晝間にあらざれば事務遂行上不便を感ずるが如き憂なきを以て經濟的にも實際的にも從來通り夜間とするを最も得策とすとの結論を得た。従て當委員會としては編輯事務は從來通り夜間事務を存続することに決議しこの方針で進むことになった。

用 語 調 査 會

9月15日に開催された第38回幹事會の大要は會務に報告したが、その経過は次の通りである。

分科會原案 材料及施工法之部は全部門に互り且つコンクリートを含むので自然用語數も豫定より100語許り増加して375語となつた。この中には説明を要せないものや、又 Talbot theory に依つたもので20語許り獨佛譯の附してないものもある。

次にコンクリートの養生はコンクリートの養育とする方が至當であるが、工學會用語統一調査會に於ても未決定であり、土木學會のコンクリート示方書にも養生とあるから假りに養生としたのであるが、この類のものが多少あるが分科會原案が可決された。都市計畫之部は用語數は15語提出され譯語中今迄餘り使用されなかつたものが多かつたが結局委員意見で修正する事となり分科會原案通り可決された。

辭典内容監裁に就て 前回で審議された結果に基き作つた5案に就て種々討議し再び活字の大きさ、種類並に配置等を變へたもの5案を次回迄に作製して審議する事となつた。

工學會用語統一調査會に關する件 土木學會以外の所では工學會用語統一調査會決定のものを今年7月から採用して居る状態であるから土木學會に於てはこれに對する方針を確立するため工學會用語統一調査會決定用語と本學會決定用語との相違せるものが多數あるから先づ應用力學之部に就て次回に於て審議する事となつた。

維新以前日本土木史編纂委員會

本委員會の経過に就ては前號に大體記述したる處なるが9月20日開催の第11回委員會を以て滿1箇年に達し事業も豫期以上の好成績を以て進捗しつつあるは偏に各委員の御努力と各方面の絶大なる御後援に依るものと信じ感謝の至りに堪えぬ次第である。茲に前委員會以後に於ける事務報告並に過去1箇年間の調査に依る維新以前日本土木史編纂目次草案を報告することを得るは欣快に堪えぬ處である。

(1) 事務報告

資料 (前委員會後本日迄集まりたるもの)

宮津地方道路橋梁工事 (第一回分)	京	都	府
土木史上の角倉了以 (第一回分)	同		
木食上人、日岡車石、宇治宇治川附替及参考圖 (第一回分)	同		
日岡峠の開鑿田原道路の改修北花山普羽山水路 (第二回分)	同		
御土居 (第二回分)	同		
八多堤其他及富岡町誌	徳	島	縣
免許用水	同		
繼體天皇の御事蹟	福	井	縣
土木史資料綴	岡	山	縣
成富兵庫	佐	賀	縣
治水堤防の部 (第一回)	熊	本	縣
灌漑溜池の部 (第二回)	同		
宮城縣案内	眞	田	秀吉
斐伊川變遷圖	山	岸	内務技師

今治港灣史料	愛	媛	縣
和歌山水道	和	歌	山 縣
那珂湊萬右衛門運河の調書	茨	城	縣
東京帝室博物館歴史部度量衡目錄	遠	藤	委 員
下關, 山口, 宇部三市資料	山	口	縣
會見郡上後藤村由來記	鳥	取	縣
江北新田用水路外四件	同		
龜井武藏守被千日光池外四件	同		
初瀬新井路の來歴	大	分	縣
金谷堤及圖面	同		
石川縣史(第一, 第二, 第三)	石	川	縣
錢屋五兵衛外寫一件	同		
廣島水道	廣	島	縣
道路資料	室	蘭	市
維新前甲府都市造營及城壘	甲	府	市
古事類苑(稱叢部)	牧	委	員
佐多川事蹟	鳥	根	縣
土木史資料	堺		市
堀川運河	福	岡	縣
安倍川以東の部資料	靜	岡	縣
三本木稻生町新驛の略誌	那	須	委 員
博多水道の資料なき旨の回答	博	多	市
資料なき旨の回答	奈	良	市
松山水道の資料なき旨の回答	松	山	市

照復事項

- 7月27日 第五回目の原稿を各委員に送附す。
- 8月12日 地方委員に事務報告をなせり。
鹿兒島縣土木課長照會に係る元祿12年實測圖撮影料に關し承諾の旨回答す。
- 8月23日 蜂須賀侯邸に赴きしが上席家職不在、但し資料は當邸には無き由、或は徳島別邸にあらんか、尙徳島市圖書館に寄贈せしを以て同館に照會せられては如何との事なり。
- 8月26日 酒井伯邸を訪問せしも資料なしとの回答なり。
- 9月11日 鳥根縣より筆料請求に付承諾の旨回答す。
- 9月16日 東京府へ郡部の資料蒐集方を通知す。
三重縣土木課長上井兼吉氏に委員の依頼狀を發送せり。
- 9月18日 徳島縣へ國府町史返送の所受領の通知ありたり。

學會に於て筆寫せるもの

京都府誌外 60 冊

借入書籍

大垣市史(中卷)

栃木縣地誌

古今類聚常陸國誌

日本經濟叢書六卷

累計報告

帝國圖書館

同

同

史料編纂所

○道府縣の分

昭和8年7月迄

資料送付越の道府縣	20 箇所, 資料	33 點
資料なしとの回答ありしもの	3 縣	

昭和8年8月以降本日迄

資料送付越の府縣(静岡, 福岡, 京都, 鳥取, 福井, 岡山, 熊本)	7 箇所, 資料	18 點
資料送付越の道府縣計	27 箇所, 資料	51 點
未回答の府縣計	20 箇所	

○市の分

昭和8年7月迄

資料送付越の市	27 市, 資料	43 點
資料なしとの回答ありしもの	18 市	

昭和8年8月以降本日迄

資料送付越の市	6 市, 資料	6 點
資料送付越の市計	33 市, 資料	49 點
未回答の市計	62 市	

○特定照會の資料

滋賀, 佐賀, 廣島, 和歌山, 茨城, 山岸内務技師より送付越のもの	6 點
常務委員提出のもの	70 點

照會事項

京津國道に於ける逢阪關外一ヶ所關車石の沿革	7月28日	滋賀, 京都兩府縣へ照會
奉公叢書 牧野信之助著	後北條氏民政史論	江澤委員に回答済
第一部門關係	7月28日	福岡外10縣へ照會
同	8月22日	滋賀縣へ照會

(2) 史料編纂所報告

7月分功程 史料編纂所委員

(森委員)

- 一. 大日本史料稿本寶曆, 明和, 安永年間完了
 - 一. 地方史群馬縣, 福島縣, 完了, 茨城縣檢索中
- (寶口委員)

- 一. 大日本史料稿本正保年間檢索中
 - 一. 地方誌 静岡縣完了, 愛知縣檢索中
- (遠藤委員)

- 一. 大日本史料永久萬壽曆寫濟
- 一. 地方誌檢索完了

維新以前日本土木史編纂目次(草案)

○第一編 河川, 運河及砂防

第一章 河 川

第一節 緒 言

第二節 水 害

第三節 制 度

第四節 河川工事

- 一. 概説
- 二. 堤防,
- 三. 瀬替
- 四. 洪水調節,
- 五. 水運,
- 六. 護岸水制,

七. 浸漬, 八. 水門以樋等, 九. 水防

第五節 結 言

第二章 運 河

第一節, 第二節, 第三節, 第四節

第三章 砂 防

第一節, 第二節, 第三節, 第四節

○第二編 開墾, 干拓及埋立, 溜池, 灌溉及排水

第一章 開 墾

第一節 總 說

第二節 田 制

第三節 開墾に關する制度

第四節 開墾事業施行顛末

一. 事業地及名稱, 事業者, 開墾面積, 二. 開墾計畫, 設計, 工事施行方法,
三. 事業の沿革及現状

第二章 干拓, 埋立

第一節 總 說

第二節 干拓に關する制度

第三節 干拓, 埋立事業施行顛末

一. 事業地及名稱, 事業者, 面積, 二. 干拓及埋立計畫, 設計, 工事方法,
三. 事業の沿革及現状

第三章 溜 池

第一節 總 說

第二節 溜池に關する制度

第三節 溜池事業施行顛末

一. 事業地及名稱, 事業者, 溜池敷地及灌溉面積, 二. 溜池築造計畫設計, 工事施行方法,
三. 事業の沿革及現状

第四章 灌 溉

第一節 總 說

第二節 灌溉に關する制度

第三節 灌溉事業施行顛末

一. 事業地及名稱, 事業者, 工事種別及灌溉面積, 二. 灌溉計畫, 設計, 工事施行方法,
三. 事業の沿革及現状

第五章 排 水

第一節 總 說

第二節 水 害

第三節 水害に關する制度

第四節 排水事業施行顛末

一. 事業地及名稱, 事業者, 受益面積, 二. 排水計畫, 設計, 工事施行方法,
三. 事業の沿革及現状

○第三編 測 濶

第一章 總 說

第二章 港灣の種類

第三章 港灣の設備

- 第 四 章 港灣の修築
- 第 五 章 主要港灣の概説
- 第 六 章 船舶の航路
- 第 七 章 航路標識

○第 四 編 道路, 橋梁, 渡船場及關所

第 一 章 總 說

- 第 一 節 緒 言
- 第 二 節 古 代
- 第 三 節 奈良朝時代
- 第 四 節 平安朝時代
- 第 五 節 鎌倉時代
- 第 六 節 南北朝時代
- 第 七 節 室町時代
- 第 八 節 安土桃山時代
- 第 九 節 徳川時代

(本編には路政, 交通方法, 道路開鑿, 驛制度橋梁の架設, 關所の設置, 並木の概略を記述するものとす)

第 二 章 各 説

第 一 節 道 路

- 一. 道路の開鑿 二. 路面 三. 並木 四. 道路標識其の他 (一里塚, 示道標, 道祖神等を含む)

第 二 節 道路交通

- 一. 驛傳, 二. 宿驛, 三. 助郷, 四. 交通方法及用具, 五. 交通文獻

第 三 節 渡船場

- 一. 渡船場及其の制度, 二. 渡船用具

第 四 節 橋 梁

(重要且つ特殊の橋梁に就て其の史實を述ぶ)

第 五 節 隧 道

(重要且つ特殊の隧道に就て其の史實を述ぶ)

第 六 節 關 所

- 一. 沿革, 二. 制度, 三. 交通上の影響

○第 五 編 都市造營

第 一 章 上 代

- 第 一 節 遷都の頻繁 (表)
- 第 二 節 其理由諸説
- 第 三 節 大津の宮藤原宮に就て

第 二 章 奈良朝

- 第 一 節 奈良造營諸員
- 第 二 節 其規模
- 第 三 節 國府と國分寺 (表)

第 三 章 平安朝

- 第 一 節 京經營の年代
- 第 二 節 造營の諸員
- 第 三 節 都制

- 一、概説、二、大小路及町割、三、羅城、四、京内の宅地、五、六、七、
- 第 四 節
- 第 五 節
- 第 六 節 福原都
- 第 七 節 大阪の石山
- 第 四 章 鎌倉時代
- 第 一 節 京都
- 第 二 節 鎌倉
- 第 三 節 各地方小都市
- 第 五 章 室町安土桃山時代
- 第 一 節 京都の衰頹
- 第 二 節 京都の復興と市街の整理
- 第 三 節 大阪の發達
- 第 四 節 各地城下町の發達變遷
- 第 六 章 江戸時代
- 第 一 節 江戸の建設期
- 第 二 節 江戸の變遷小史
- 第 七 章 各地方都市の記述
- 第 一 節 仙臺、長崎、金澤、都城、出石、松山
- 地 圖 目 次
- 上代帝都變遷を示す五萬分圖一枚
- 奈良圖、京都圖、市街坊圖、江戸開府以前の想定圖、江戸圖
- 表 の 目 次
- 帝都表、國府表
- 第 六 編 城 壘 (臺場、石垣も含む)
- 第 一 章 城壘
- 第 一 節 緒言
- 第 二 節 城壘變遷の大要
- 第 三 節 城壘の種類及其性質
- 第 四 節 城壘の繩張及構造の概要
- 一、概説、二、城壘の實例
- 第 五 節 結言
- 第 二 章 臺場
- 第 一 節 緒言
- 第 二 節 臺場の構造
- 一、品川臺場、二、函館臺場、三、堡塔、四、稜堡
- 第 三 節 結言
- 第 七 編 水 道 (堀井を含む)
- 第 一 章 總説
- 第 二 章 各論
- 第 一 節 江戸水道
- 第 二 節 福山水道
- 第 三 節 水戸水道
- 第 四 節 名古屋水道

- 第五節 長崎水道
- 第六節 赤穂水道
- 第七節 金澤水道
- 第八節 中津水道
- 第九節 仙臺水道
- 第十節 佐賀水道
- 第十一節 高松水道
- 第十二節 鹿兒島水道
- 第十三節 其他の資料

第三章 非戸

○第八編 測量（度量衡を含む）

- 第一章 緒言 我國維新以前の測量地圖沿革大観
- 第二章 第一期 創始時代の測量
- 第三章 第二期 支那交通後の測量
- 第四章 第三期 歐式傳來後の測量
- 第五章 第四期 徳川幕府時代の測量（附、伊能忠敬の事蹟）
度量衡
我國維新前の度量衡變遷沿革（附、徳川時代度量衡制度）

○第九編 土木行政

- 緒言
- 第一章 古代より鎌倉開府以前に至る
 - 第一節 上古に於ける制度
 - 第二節 大化より養老に至る制度
 - 第三節 大寶令
官制—土地の種類—土地の測定—賦役
 - 第四節 土木行政に関する制令
 - 第五節 土木施設に係る事蹟
- 第二章 鎌倉時代より豊臣時代に至る
 - 第一節 職制
 - 第二節 土地制度
土地の種類—土地の測定—田文田券
 - 第三節 土木行政に関する制令
 - 錢四節 土木施設に係る事蹟
 - 第三節 市 街
 - 四節 上 水
 - 第五節 港 灣
 - 第六節 河 渠
 - 第七節 橋 梁

軌道下埋設管路縱彎曲に関する近似解法 著者 准員 石川 時 信
 振モーメントを受ける鉄筋コンクリート圓形断面部材の解法に就て

著者 會員 工學博士 福田 武 雄

著者 會員 工學士 田 村 義 正

土歴計算の一考察
 彙 報

坂戸橋工事概要
 天龍川橋工事概要

特 許 抄 録

クロムセメント
 鑿孔崩壊局部防止法
 鋪裝軌道
 消防用河水堰止器

アスファルト鋪裝方法
 コンクリート杭製造裝置
 土襲の處理法
 制水門扉裝置

參 考 資 料

運動する水槽内の水の運動
 帯狀都市大伯林
 土木事業と計畫

(本 間 仁)
 (藤 芳 義 男)
 (")

3. 第十九卷第十一號登載論文決定之件

論 說 報 告

連彈性法則に依る剛結構造の解析

會員 工學士 重 松 愿

討 議

沈降速度の理論及實驗

著者 會員 工學博士 鶴 見 一 之

發電用水路に於ける水位及流量の自動制御方法

會員 榎 本 卓 藏

彙 報

各國精密水準測量に就て
 三陸地方に於ける津波の被害に就て

陸軍中將 石 井 英 楠
 准員 工學士 長 久 保 俊 夫

參 考 資 料

砂濾水に關する實驗並に公式の誘導

(板 倉 誠)

4. 第十九卷第八號所載論說報告に對し夫々謝禮の階級を決定す。
5. 論說報告に對する謝禮記念品は著者の希望に副ふことに決定す。
 (詳細は會報欄參照)
6. 編輯事務は從來通り夜間事務を存続する事に決議す。

用 語 調 査 會

第 38 回用語調査會幹事會

開 催 日 昭和 8 年 9 月 15 日

出 席 者 會 長 眞 田 秀 吉 君 副 會 長 米 元 晋 一 君
 委 員 長 中 山 秀 三 郎 君 幹 事 長 中 川 吉 造 君
 幹 事 藤 井 眞 透 君 青 木 楠 男 君 榎 本 寛 之 君 立 花 次 郎 君
 主 事 平 井 喜 久 松 君

協 議 事 項

1. 分科會原案

材料及施工法之部（全部）、都市計畫之部（其一）に就て審議せり。

2. 辭典内容體裁に就て

前回に於て審議せる結果に基き作製せる内容見本に就て審議したる結果次回迄に修正せる見本作製の上再び審議する事。

會務促進の件

未だ原案及修正案の提出なきものに就ては督促をなす事。

4. 工學會用語統一調査委員會に關する件。

工學會用語統一調査會の決定用語（例應用力學之部）に對し土木學會の方針を次回に於て審議する事。

維新以前日本土木史編纂委員會

第 11 回維新以前日本土木史編纂委員會

開催日 昭和8年9月20日

出席者 副委員長 眞田 秀吉君

委員	江澤 甚一君	小川 織三君	前川 貫一君	那須 章彌君
	茂庭 忠次郎君	眞島 健三郎君	安藝 杏一君	遠藤 元男君
	久野 直君	板井 申生君	寶月 圭吾君	大河戸 宗治君
	丹治 經三君			
幹事	平井 喜久松君			

前回の委員會以後本日迄に集りたる資料 38 件、照複事項 7 件その他學會に於て筆寫せるもの、借入書齋、累計報告、照會事項等に關する事務報告を爲し續いて土木史編纂に關する詳細なる點に就き協議を爲せり。

二十周年記念事業小委員會（第三回）

開催日 昭和8年9月21日午後5時

出席者 委員長 井上 秀二君

委員 小川 織三君 大島 滿一君 萩原 俊一君

職員 柴原 龍兒君

協議事項

井上委員長前回の委員會經過を報告し今回提出の土木會館建設案に就き討議せられたき旨を述べ、討議の結果第二案により更に次の要點を加味し修正する事とせり。

1. 食堂は小規模とし喫茶店程度に縮少せしむる事
2. ホテルの室數を増加せしめ少なくとも 25~26 室とする事
3. 讀書室を擴張し小圖書館程度にする事
4. 球戯室を廢し會員貸室にする事
5. 大講堂を縮少し貸事務所又は貸室に割當る事

6. 會議室は二階にとり一階會議室は貸事務所に充てる事
7. 工費總額を 15 萬圓程度とし會員其の他の寄附金 5 萬圓殘額は學會基金より仰ぐ事
8. 娛樂室には圍碁將棋等を備付け且つ會員集會等の際は自由に持ち出し利用せしむる事
9. 會員貸室の中一室を疊敷床間付きとする事
10. 大委員會に提出すべき同具體案は小委員會に於て充分研究すべきものなるを以て建築平面圖及工費豫算等の如きは専門建築士に作製せしむべき事

其 他 記 事

○土木學會誌第 19 卷第 9 號は昭和 8 年 9 月 26 日發行成規の手續を了し翌 27 日これを各會員に配布せり。

○昭和 8 年 9 月中に於て入會の手續を了し名簿に登録したる者下記の通り (○印は轉格を示す)

會 員	宮 川 經 雄君	大 屋 靈 城君	小 西 隆 君	小 山 三 郎君
	近 藤 安 吉君	德 弘 春 美君	藤 田 信 達君	
准 員	○岩 宮 登君	○川 口 克 久君	楠 城 寬 治君	○片 桐 紀 一君
	○關 初 彦君	古 江 德 一君	成 松 清 雄君	○奥 村 勇君
	○田 邊 弘君	○土 田 恂 一君	○野 田 二 郎君	早 坂 松 三 郎君
	○戸 津 光 也君	○能 登 尚 平君	○森 文 夫君	稻 邊 謙 作君
	村 上 明 夫君	勝 倉 海 一 郎君	芳 賀 博君	中 山 外 喜 一君
	行 弘 幸 雄君	鈴 木 嘉 修君	○田 中 春 雄君	古 川 新 次君
	日 永 田 義 隆君	岩 淵 倫 太 郎君	兒 玉 吉 治君	

○昭和 8 年 9 月中に寄贈又は交換を受けたる雜誌その他下記の通り

日本標準規格に依る工業品製造者名簿
 工學院同窓會誌第 35 卷第 9 號
 東北帝國大學工學報告第 11 卷第 1 號
 土木建築雜誌第 12 卷第 9 號
 セメント工業 9 月號
 機械學會誌第 36 卷第 197 號
 工事畫報第 9 卷第 9 號
 セメント・コンクリート道路第 15 號
 計量界第 255 號
 工學部紀要第 7 冊第 2 號
 生産管理 9 月號
 建築雜誌第 47 輯第 575 號
 鑄物第 5 卷第 9 號
 動力第 25 號
 工業化學雜誌第 36 編第 9 冊及同歐文綴
 電氣學會誌 53 卷第 9 冊
 鋼橋の理論と計算
 セメント界彙報第 306 號
 日本建築士第 13 卷第 2 號
 セメント・コンクリート道路 No. 16

商工省
 工學院同窓會
 東北帝國大學
 シビル社
 セメント工業社
 機械學會
 工事畫報社
 日本ポルトランド・セメント同業會
 日本度量衡協會
 九州帝國大學
 生産管理社
 建築學會
 日本鑄物協會
 日本動力協會
 工業化學會
 電氣學會
 コロナ社
 日本ポルトランド・セメント同業會
 日本建築士會
 日本ポルトランド・セメント同業會

九州帝國大學工學學報第 8 卷第 8 號
 大阪港勢年報
 鐵道技術第 7 卷第 9 號
 衛生工業協會誌第 7 卷第 9 號
 東京工業大學學報第 2 卷第 9 號
 實踐上水道
 三菱電機第 9 卷第 4 號
 東京土木建築業組合第 6 卷第 9 號
 造船協會雜誌第 138 號
 日本鑛業會誌第 49 卷第 581 號
 業務研究資料第 21 卷第 26~30 號
 日立評論第 16 卷第 9 號
 工政第 162 號
 滿洲電氣協會會報第 20 卷
 會報第 34 卷第 9 號
 資源第 3 卷第 2 號

九州帝國大學工學部
 大阪市役所港灣部
 鐵道技術社
 東京工業大學
 コロナ社
 三菱電氣株式會社神戶製作所
 東京土木建築業組合
 造船協會
 日本鑛業會
 鐵道大臣官房研究所
 日立評論社
 工政會
 帝國鐵道協會
 滿洲電氣協會
 資源局

寄稿に関する注意事項

- (1) 御寄稿は成るべく本會の原稿用紙を用ひ横書きとすること、原稿用紙は御請求次第送附す。
- (2) 御寄稿は止むを得ざる場合の外は成るべく本會の原稿用紙 120 枚（本會誌 30 頁）程度とされし、若し前記頁數を超過する場合は適宜其の程度に縮少を御願ひすることもあるべし。
- (3) 假名は平假名とし、數字はなるべくアラビア文字を用ひられたし。
- (4) 歐字は特に明瞭に認むること。
n と u, u と v, r と v, a と α, r と γ
其の他頭字と小字とを判然たらしむる事。
- (5) 原稿には必ず冒頭に英文表題及内容梗概を添附されたし。
- (6) 附圖附表に就ては次の各項に御注意ありたし。
 - (イ) 圖面はその儘縮寫し得る様にトレーシング・ペーパー、オイル・ペーパー、トレーシング・クロス等とす。
 - (ロ) 凡て墨色を用ひインキ類或は彩色を施さざる事。
 - (ハ) 方眼紙は青野のものを用ひ（黄色、赤色の罫は使用せざる事）縦横線を必要とする部分には豫め墨線にて之を描き置かれたし。
 - (ニ) 圖表中の文字、數字は特に大きく肉太に書し縮寫したる後明瞭たらしむる事。
 - (ホ) 圖表類は製版の都合上可なり汚損するものと豫め御含み下されたし。
- (7) 寫眞は特に明瞭なるものを送られたし。
- (8) 講演、論說報告の各欄に掲載の分には抜刷 20 部を寄稿者に贈呈するものとし、尙寄稿者の希望に依り實費にて御要求に應ずる事あるべし。
算式其の他の記し方大體標準。
- (1) 本文、文字間に算式を挿入する場合には次の如く記すこと。 a/b と書き $\frac{a}{b}$ を避けること。 $(a+b)/(c+d)$ と書き $\frac{a+b}{c+d}$ を避けること。
- (2) 獨立したる列に算式を記す場合は次の如く記すこと。 $\frac{1}{3}x$ と書き $\frac{x}{3}$ を避けること。 $\frac{1}{2}(a+b)$ と書き $\frac{a+b}{2}$ を避けること。 $\frac{a}{b+c/d}$ と書き $\frac{a}{b+c\frac{1}{d}}$ を避けること。
- (3) 千以上の數字は 53 247 000 の如く 3 つ單位に間隔をあけること。
- (4) 名數は次の如く記し括弧の中の様を書くことを避けること。
83.4 尺（八丈三尺四寸），7 吋（七吋），35 錢（三十五錢），13.56 圓（十三圓五十六錢），1~4 時間（一乃至四時間），88 326 噸（八萬八千三百二十六噸），1931 年 1 月 1 日（千九百三十一年一月一日）。

正誤及び訂正表
 抗壓材の強制振動
 (第十九卷第九號所載)

頁	行	誤	正
765	2	記憶するも	記憶す。
766	9	強制振動振幅自由振幅の2倍	強制振動振幅は自由振幅の2倍
"	11	強制振幅の夫等	強制振動の夫等
767	6	振幅 y が無限大	振幅 y が時間に關せず無限大
"	7	囚はれ振幅の無限大	囚はれ任意時振幅の無限大
"	14	振動せる場合	振動せぬ場合

新入會者にして既刊會誌希望者に告ぐ

本會々誌は新入會者には入會の月より以降發行に係るものより配布致すべきに付其の以前の會誌御希望の場合には一部に付下記金額振替口座東京一六八二八番に拂込み用紙通信欄に其旨記入請求せられたし

残 部 内 譯

第五卷一號二號	一	部	金	壹	圓
第六卷六號	同	同	同	同	同
第七卷二號三號四號	同	同	同	同	同
第八卷一號	同	同	同	同	同
第九卷一號二號三號五號六號	同	同	同	同	同
第十卷二號三號四號五號六號	同	同	同	同	同
第十一卷二號	同	同	同	同	同
第十二卷二號三號五號六號	同	同	同	同	同
第十三卷二號三號六號	同	同	同	同	同
第十四卷一號二號三號四號五號六號	同	同	同	同	同
第十五卷一號二號三號四號五號六號	同	同	同	同	同
同 七號八號九號十號十一號十二號	同	同	同	同	同
第十六卷一號二號三號四號五號六號	同	同	同	同	同
同 七號八號九號十號十一號十二號	同	同	同	同	同
第十七卷一號二號三號四號五號六號	同	同	同	同	同
同 七號八號十一號十二號	同	同	同	同	同
第十八卷二號三號四號五號	同	同	同	同	同
同 六號七號八號九號十號十一號	同	同	同	同	同
第十九卷一號二號三號四號五號六號七號八號九號	同	同	同	同	同
東京市内外交通に關する調査書	同	同	同	同	同
震害調査報告書(一、二、三)	同	同	同	同	同
應用力學聯合大會講演集	同	同	同	同	同
	拾	八	圓	壹	圓

本會會員轉居又は旅行の場合の注意

會員の住所の不明なるときは會誌の配布を始め其他通信上に差支候に付御轉居の際は至急明細に御通知相成度又御旅行等にて御不在となるも會費支辨には差支なき様御配慮相成たし

會 費 納 付 に 付 注 意

本會々費は下記の通りにして本會より發する振替集金に對し是非御支拂願度事若し此の集金書へ十五日間中三回の取立金支拂なき場合は最寄郵便局に就き本會振替口座東京一六八二八番に(拂込用紙通信欄に會費たる事を記入の事)御拂込相成度尙會費一時納付の御豫定又は其の他の都合に依り支拂なき場合は直に御通知相煩度

朝鮮滿洲の一部及び青島等振替貯金を取扱はざる地に居住せらるゝ會員は納期の翌月末頃迄集金を受けざるときは爲替其他の方法に依り直ちに御送金相成たし

會員種格	會費年額	自一月至四月 第一期分二月徴收	自五月至八月 第二期分六月徴收	自九月至十二月 第三期分十月徴收
會 員	金拾八圓	金六圓	金六圓	金六圓
准 員	金拾貳圓	金四圓	金四圓	金四圓
學 生 員	金七圓五拾錢	金貳圓五拾錢	金貳圓五拾錢	金貳圓五拾錢

新に入會したるものは月割算として入會の翌月集金を發す

會 費 未 納 に 付 注 意

會費は從來年額を第一期第二期第三期に分割し毎年二月六月十月に振替貯金郵便として取立方を郵便局に依託の處往々集金郵便に對して放なく支拂を拒絶し尙他の方法に依りても送金なき者あれ共斯くては會費滞納者として遺憾ながら規則第十三條第一項に依り遂に會誌の配布を停止せらるゝに至るべく又本會に於ても未納金督促の手段一通ならず故に今後右様のことなき様特に御留意の上集金郵便に御拂込相成たし

會 誌 未 着 の 場 合 の 注 意

會誌は毎年毎月十五日(印刷又は原稿等の都合に依り遅延する事あり)に發行し漏なく配布すべきに付未着の場合には一應本會に御照會相成たし從來往々發行後數ヶ月経過して照會せらるゝ向あるも斯くては殘部皆無となり遺憾ながら配布不可能のことあるべきに付御留意相成たし